

令和5年11月29日

事業主 各位

福岡外国人雇用サービスセンター室長  
九州グローバル人材活用促進協議会長

「外国人留学生就職フェア in Kyushu」の御案内について

寒冷の候、貴社ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

外国人留学生については、政府の「教育未来創造会議」において、2033年までに受入数40万人を目指すことが提言されるなど、日本社会の様々な場面で活躍する専門・技術人材や日本のよき理解者として母国との懸け橋となる人材として期待されています。

福岡県には東京都、大阪府に次ぐ全国第3位の外国人留学生が在留していることから、厚生労働省福岡労働局福岡中央公共職業安定所（福岡外国人雇用サービスセンター）では、平成21年以来「外国人留学生就職フェア in FUKUOKA」と題し、留学生向けの合同会社説明会を開催してまいりましたが、今般、所掌地域である九州・沖縄地域の留学生の就職支援、企業を支援するため、九州各県、国等からなる九州グローバル人材活用促進協議会（事務局：福岡県）と協同し、2025（令和7）年3月大学等卒業予定の外国人留学生（卒業後3年以内既卒者を含む。）を対象とした合同企業説明会「外国人留学生就職フェア in Kyushu」を別添の開催要綱〔企業用〕のとおり、開催することとしました。

本説明会は、企業の人材確保、留学生の就職促進を目的としており、数多くの留学生に対して企業情報を説明できる機会となっています。九州・沖縄地域に所在する企業におかれましては、ぜひ御参加いただきますようお願いいたします。

記

1 申込期限

令和5年12月22日（金）まで〔必着〕

※ 期限までに別紙「参加申込書」を福岡外国人雇用サービスセンター（f40-gaisen@mhlw.go.jp）宛て送信してください。

2 参加企業の決定

申込みが参加企業上限（20社）を上回る場合は、別添開催要綱9（1）エにより選定いたしますので、あらかじめ御了承願います。

3 留学生の就職と在留資格の変更

留学生の雇用に際しては、在留資格に関する知識が必要です。概要については、別紙「留学生の就職と在留資格の変更について」を御参照ください。また、貴社の職種・仕事の内容にどの在留資格が該当するかなどについて、御不明な点があれば、福岡外国人雇用サービスセンターの外国人雇用管理アドバイザーが相談を承りますので、遠慮なくお問い合わせください。

福岡外国人雇用サービスセンター 担当：鐘ヶ江、泉  
福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィスビル 12階  
電話：092-716-8608 メール：f40-gaisen@mhlw.go.jp